

第 48 回役員会議事録

I 日 時 平成 19 年 12 月 20 日 (木) 11 時 00 分～ 11 時 40 分

II 会 場 本部棟 8 階 経営協議会室

III 出席者 岩崎学長、工藤理事、腰塚理事、泉理事、波多野理事、吉武理事、谷川理事、
山田理事
合志監事、水林副学長

IV 配付資料

第 47 回役員会議事録(案) -----	[資料 1]
契約職員(有期雇用)制度の導入について(案) -----	[資料 2]
国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の一部改正について ----	[資料 3]
筑波大学大学院学則等の一部改正について(案) -----	[資料 4]
学生教育研究災害傷害保険(学研災)への全員加入について(案) -----	[資料 5]
筑波大学附属病院短時間勤務職員の就業に関する規則概要 -----	[資料 6]
給与規則等新旧対照表 -----	[回覧資料]

V 議 事

1 議事録の確認

第 47 回役員会議事録(案)は原案どおり了承された。

2 契約職員(有期雇用)制度の導入について

波多野理事から、資料 2 に基づき、当該制度の趣旨、概要、及び契約職員に係る就業規則案等について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

同理事から、当該制度については、今後、制度を適用する組織等からの意見を聴きながら改善を行い、さらに制度として充実させていきたい旨の付言があった。

3 給与規則等の一部改正について

組織・人事部長から、資料 3 及び回覧資料に基づき、11 月 22 日(木)開催の第 47 回役員会において承認された、平成 19 年度給与改定の方針に従い実施する給与規則等の一部改正の概要について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

なお、同部長から、本件に係る差額支給の時期については、給与支給システムのプログラムを更新する必要があることから、2 月または 3 月になる旨の補足説明があった。

4 筑波大学大学院学則等の一部改正について

工藤理事から、資料 4 に基づき、中国政府派遣大学院学生の受入を行うための学則等の整備として、大学院学則等の一部を改正するとともに、同大学院学生受入に関する取扱いを定

めることとしたい旨、及びその改正案等について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

関連して、留学生の受入及び受入後の支援体制等の一層の強化を図っていく必要がある旨の意見があった。

5 学生教育研究災害傷害保険(学研災)への全員加入について

腰塚理事から、資料 5 に基づき、平成 20 年度から、学生教育研究災害傷害保険(学研災)の保険料を本学が全額負担することにより、正規学生及び非正規学生全員を学研災に一括加入させることとしたい旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

関連して、海外渡航中の教職員及び学生のリスクマネジメントをどうするか検討していく必要がある旨の意見があった。

6 国立大学法人筑波大学附属病院短時間勤務職員就業規則の制定について

山田理事から、資料 6 に基づき、平成 19 年度大学改革推進等補助金医療人 G P「女性医師看護師キャリアアップ支援システム」採択に伴い、同プログラムの事業遂行のために必要な就業規則を整備し短時間勤務制度の導入を図ることとした旨の報告があり、引き続き、病院総務部長から、当該就業規則及び制度の概要について報告があった。

関連して、岩崎学長から、本学における短時間勤務制度のより包括的な導入について、組織・人事部、研究事業部並びに男女共同参画推進委員会を中心に、2 月上旬を目途に成案を得るため検討するよう指示があった。

監事からのコメントとして、合志監事から、当該制度の導入にあたっては、共済組合の各制度の適用条件等についても遺漏のないよう調整しておく必要がある旨の意見があった。

以 上